

(報告事項) 平成 31 年度における保育所の利用定員の変更について

保育幼稚園課

利用定員については、質の高い教育・保育が提供されるよう、各施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込み、市町村子ども・子育て支援事業計画への影響等を踏まえながら、適切に見直すべきものとされています。

また、この利用定員によって、施設への給付費（委託費）の単価水準が決まることから、特に、私立施設については、施設の経営に多大な影響を及ぼすため、必要に応じ利用定員を見直し、適正な給付費（委託費）を収入する必要があります。

このたび、次のとおり、事業者から申出のあった私立保育所 2 施設と公立保育所 3 施設の平成 31 年度における利用定員の変更について、県へ届出を行う予定であることを報告します。

1) 変更施設・内容

施設種別	施設名称	利用定員の変更
保育所（公立）	ともだ保育所	70 人⇒40 人（減）
保育所（公立）	たまたき保育所	70 人⇒40 人（減）
保育所（公立）	大山田保育園	120 人⇒160 人（増）
保育所（私立）	予野保育園	30 人⇒20 人（減）
保育所（私立）	古山保育園	30 人⇒20 人（減）

2) 変更日

平成 31 年 4 月 1 日

◎添付資料

【別表 1】 保育所の利用定員の変更について

【別表 2】 計画数値（確保方策）との比較